

## 2

## 認定NPO法人等の税制優遇措置

# 1. 認定NPO法人等の税制優遇措置

認定NPO法人になると、下表の税制優遇措置が受けられます。

仮認定NPO法人は認定基準が一部免除されているため、相続税とみなし寄附金制度の適用はありません。

税制優遇措置の種類	税金の種類	認定 NPO法人	仮認定 NPO法人
個人が寄附をした場合	所得税	○	○
	住民税	○	○
法人が寄附をした場合	法人税	○	○
相続人が相続財産を寄附した場合	相続税	○	×
認定NPO法人が法人税の申告をしている場合（みなし寄附金制度）	法人税	○	×

## 2. 個人が寄附をした場合

### (1) 所得税

個人が認定NPO法人等の行なう特定非営利活動事業のために寄附をした場合には、所得税の寄附金控除が受けられます。ただし、寄附金控除は、寄附をした人に納付する税額がない場合には受けることができません。

寄附金控除を受けるためには、寄附をした人が確定申告をする必要があります。寄附金控除には次の2つの方法があり、確定申告の際、どちらか有利な方法を選択することができます。

#### ① 所得控除方式

(寄附金の額※1－2,000円)を所得金額から控除します

(※1 総所得金額等の40%が限度額)

## ② 税額控除方式

(寄附金の額※1 - 2,000円) × 40% を所得税額から控除します※2

(※1 総所得金額等の40%が限度額、※2 所得税額の25%が限度額)

所得税は累進課税のため（税率は5%から40%まで）、一般的には税額控除方式の方が有利になります。

## (2) 住民税

個人が認定NPO法人等の行なう特定非営利活動事業のために寄附をした場合には、所得税と同様に住民税でも寄附金控除が受けられます。

所得税の寄附金控除は、他県の認定NPO法人への寄附金も対象となりますが、住民税は寄附金控除の対象となる法人を自治体ごとに条例で定めるため、各自治体で扱いが異なります。詳細は、寄附をした人が住んでいる自治体の税務課等に問い合わせをしてください。

住民税の寄附金控除は、所得税の確定申告をすれば税務署から各自治体へ申告内容が転送されるため、改めて住民税の確定申告をする必要はありません。

住民税の寄附金控除の計算方法は税額控除方式です。

(寄附金の額※3 - 2,000円) × 4%または6%または10%を住民税額から控除します。

(※3 総所得金額等の30%が限度額)

住民税は、県民税と市町村民税の2つから成り立っています。県民税の税率は4%、市町村民税は6%、合わせて10%です。

したがって県が条例で指定していれば4%、市町村が条例で指定していれば6%、両方が指定していれば10%の控除が受けられることになります。なお、県、市町村のいずれも指定していなければ控除は受けられません。

下表は福岡県及び県内の主な市における、認定NPO法人等への寄附金控除に関する条例をまとめたものです。

なお、いずれの自治体も寄附金控除の対象になるのは、認定NPO法人等の行なう特定非営利活動への寄附金です。

自治体名	認定 NPO法人	仮認定 NPO法人	寄附金控除の対象になる法人
福岡県	○	○	①県内に主たる事務所を有する法人 ②県内に事務所を有する法人で福岡県知事が指定したもの <sup>1</sup>
北九州市	○	○	①市内に主たる事務所または事業所を有する法人 ②市内に従たる事務所または事業所を有する法人で市長が指定したもの ③市内に事務所または事業所を有せず、市内で事業を行っている法人で市長が指定したもの <sup>1</sup>
福岡市	○	○	市内に事務所または事業所を有する法人で、市民の福祉の増進に寄与すると認められるものとして、市長が指定したもの <sup>1</sup>
飯塚市	○	○	市内に事務所を有する法人
大牟田市	○	○	①県内に主たる事務所を有する法人 ②市内に事務所を有する法人で福岡県知事が指定したもの
春日市	○	○	県内に主たる事務所を有する法人
筑紫野市	○	○	県内に主たる事務所を有する法人
糸島市	○	○	市内に事務所または事業所を有する法人
大野城市	○	○	県内に事務所を有する法人

<sup>1</sup> 知事または市長の指定を受ける方法は、各自治体にお問い合わせください。

## 【寄附金控除の計算例】

福岡県福岡市在住の35才会社員。年間の給与収入は240万円。扶養家族はなし。  
認定NPO法人福岡会（主たる事務所・福岡県〇〇市）へ2万円の寄附をした場合。

《所得税》	寄附をしない場合	所得控除方式	税額控除方式
年間の給与収入 イ		2,400,000円	
給与所得控除 <sup>1</sup> ロ		▲900,000円	
総所得金額 ハ (イ-ロ)		1,500,000円	
社会保険料控除 ニ		▲334,000円	
寄附金控除 ホ	0円	▲18,000円	0円
基礎控除 <sup>2</sup> ヘ		▲380,000円	
所得控除額計 ト (ニ+ホ+ヘ)	▲714,000円	▲732,000円	▲714,000円
課税所得金額 (ハ-ト)	786,000円	768,000円	786,000円
所得税額 <sup>3</sup> チ	39,300円	38,400円	39,300円
税額控除 リ	0円	0円	▲7,200円
納付税額 (チ-リ)	39,300円	38,400円	32,100円
所得税の軽減額	0円	▲900円	▲7,200円

《住民税》	寄附をしない 場合	都道府県指定 (4%)	市町村指定 (6%)	両方が指定 (10%)
総所得金額		1,500,000円		
社会保険料控除		▲334,000円		
基礎控除 <sup>4</sup>		▲330,000円		
所得控除額の合計		▲664,000円		
課税所得金額		836,000円		
住民税額 (10%)		83,600円		
税額控除	0円	▲720円	▲1,080円	▲1,800円
納付税額 <sup>5</sup>	83,600円	82,880円	82,520円	81,800円
住民税の軽減額	0円	▲720円	▲1,080円	▲1,800円

(福岡県民税) (市町村民税) (合計)

**認定NPO法人への寄附20,000円で、納付税額が9,000円（所得税7,200円+住民税1,800円）減額されました。**

- 給与所得控除額とは、給与の金額に応じて給与収入金額から控除される金額のこと。給与収入240万円に対する控除額は90万円。
- 基礎控除とは、全ての人が総所得金額から控除できる金額。
- 課税所得金額が195万円以下までの所得税率は5%。
- 住民税の基礎控除は、33万円。
- 均等割額と調整税額の計算は省略しています。

## 3. 法人が寄附をした場合

法人が、認定NPO法人等の行なう特定非営利活動事業のために寄附をした場合には法人税の寄附金控除が受けられます。

法人が支払う寄附金は全額が損金（法人税法上の経費）にはならず、一定の限度額を超えた寄附金には法人税が課税されます。限度額は、寄附先に応じ次の区分に従って計算します。

- (1) 国や地方公共団体等への寄附金には限度額がありません。全額が損金となります。
- (2) 認定NPO法人等への寄附金の限度額は、次の算式で計算します。

$$\text{（期末資本金等の額} \times 0.375\% \text{ + 法人の所得金額} \times 6.25\% \text{）} \times 1/2$$

（寄附金が上の算式の限度額を超える場合は、(3)の一般の寄附金の限度額も使うことができます。）

- (3) 一般の寄附金（一般のNPO法人への寄附金を含む。）の限度額は、次の算式で計算します。

$$\text{（期末資本金等の額} \times 0.25\% \text{ + 法人の所得金額} \times 2.5\% \text{）} \times 1/4$$

認定NPO法人等への寄附金の損金算入限度額は一般の寄附金の限度額に比べて大きいため、その分法人税が少なくなるというメリットがあります。

### 【寄附金控除の計算例】

㈱フクオカ製作所が、認定NPO法人緑の会へ5万円を寄附した場合。

（期末資本金等1,000万円、寄附金を支払った事業年度の所得金額は200万円）

認定NPO法人等への寄附金の損金算入限度額

$$(1,000\text{万円} \times 0.375\% \text{ + } 200\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 81,250\text{円}$$

50,000円 < 81,250円 損金算入限度額の超過額は0円。全額損金になります。

※一般のNPO法人への寄附金の場合

$$(1,000\text{万円} \times 0.25\% \text{ + } 200\text{万円} \times 2.5\%) \times 1/4 = 18,750\text{円}$$

50,000円 - 18,750円 = 31,250円 超過額の31,250円は損金になりません。

## 4. 相続人が相続財産を寄附した場合

相続または遺贈<sup>6</sup>により財産を取得した人が、その取得した財産を相続税の申告期限<sup>7</sup>までに、認定NPO法人の行なう特定非営利活動事業のために寄附をした場合には、その寄附をした人や親族等の相続税等の負担が不当に減少する場合を除いて、その寄附をした財産は非課税財産として、相続税の計算に含めないことになっています。

相続税は累進課税（税率は10%から50%まで）なので、認定NPO法人へ寄附をして税率が下がると相続税の額も大きく減少します。このため、認定NPO法人は多額の現金や土地・建物等の贈与を受ける機会が増えます。

ただし、寄附を受けた認定NPO法人が、寄附のあった日から2年を経過した日までに、認定の失効や取消しなどにより認定NPO法人に該当しないこととなった場合、または寄附を受けた財産を特定非営利活動事業のために使っていない場合には、すべての相続人に対して、減少した分の相続税がさかのぼって課税されます。

6 被相続人（亡くなった人）の財産を、相続人が取得することを相続といい、遺言書により相続人ではない人や法人等が財産を取得することを遺贈といいます。

7 相続税の申告期限は、被相続人の亡くなった日の翌日から10か月以内です。

## 5. 認定NPO法人が法人税の申告をしている場合 (みなし寄附金制度)

この制度は、前の3つの優遇措置とは異なり、認定NPO法人自身のメリットとなるものです。

NPO法人は、**法人税法上の34業種（限定列举）の収益事業**を行っている場合には、その収益事業の部分について法人税の申告をする義務があります。（→P194）

このとき認定NPO法人が、税法上の収益事業から、それ以外の非収益事業のために支出した金額（ただし、特定非営利活動に係る事業に該当するものに限る）は、収益事業からの寄附金とみなして（みなし寄附金）法人税の計算をすることができます。

具体的には**法人税の申告をする際に、収益事業の所得金額の50%か200万円のいずれか多い方の金額（国税庁認定のNPO法人は、所得金額の20%）を所得金額から控除して法人税額を計算することができます。**

この制度は法人住民税、法人事業税にも影響するため、法人税の申告をしているNPO法人にとって大きなメリットといえます。

ただし、みなし寄附金と言っても収益事業から非収益事業への資金の移動は実際に行なう必要があります。また、認定が取り消された場合は、その取消しの原因となった事実が発生した日の属する事業年度までさかのぼって課税されます（取戻し課税）ので注意が必要です。このとき適用を受けた事業年度ごとに修正申告を行うのではなく、認定の取消しがあった日を含む事業年度の法人税申告の際に、その事実が発生した事業年度から取消し直前の事業年度までの、みなし寄附金の合計額に相当する所得金額を合わせて申告することになります。

